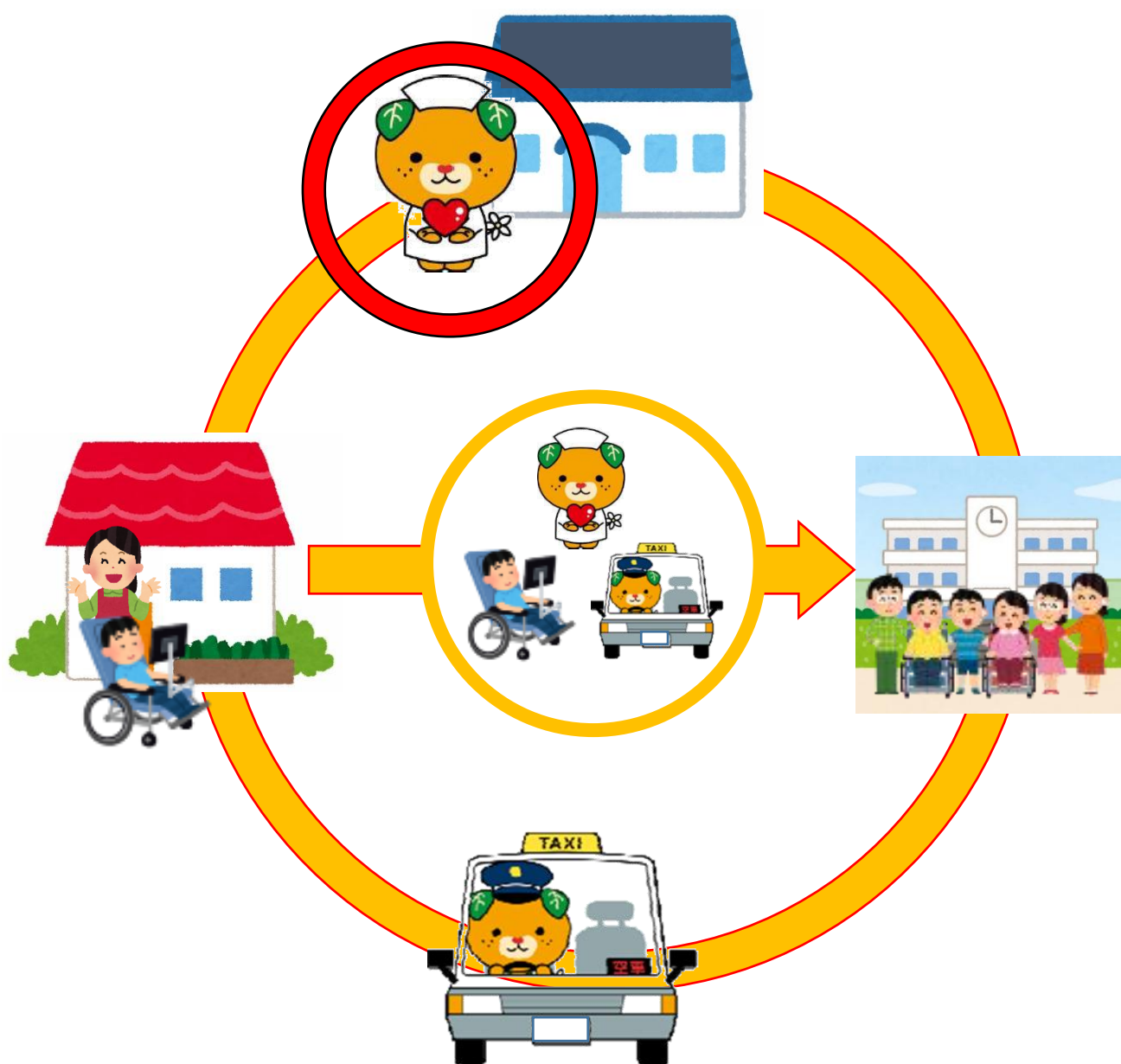




令和 8 年度

愛媛県特別支援学校医療的ケア児
通学支援事業のてびき(訪問看護等事業者用)



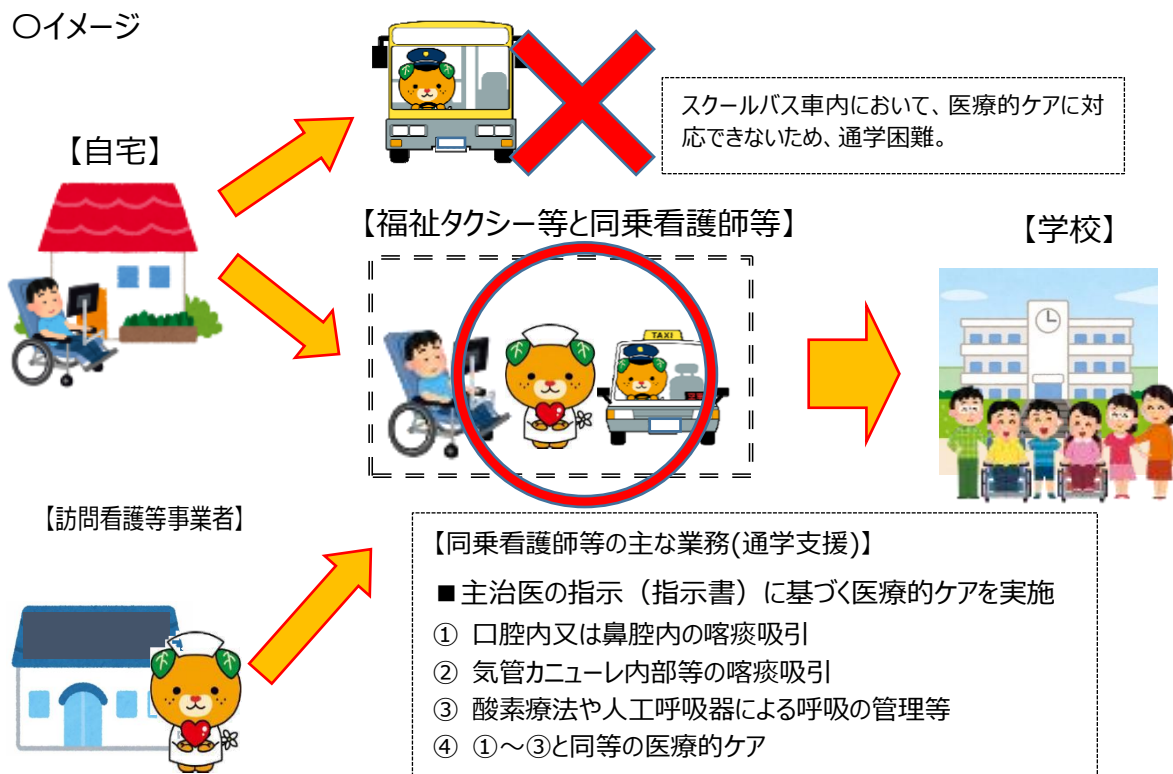
(1) 目的

- 県立特別支援学校において、通学中に医療的ケアが必要なため、通学が困難な児童生徒の学習機会の保障と安全・安心な通学環境の実現を図る。

(2) 内容

- 児童生徒の自宅から看護師等が福祉タクシー等に同乗し、医療的ケアを実施することにより登校時の通学を支援する。

○イメージ

**(3) 医療的ケアの実施者**

- 対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師及び准看護師

**(4) 事業スケジュール及び実施回数**

5月～6月	7月	夏季休業	9月～12月	冬季休業	1月～3月
協議、契約	試走、事業開始		事業継続		事業継続・終了

- 通学支援は、試走で安全性を確認できてからの開始となります。

- 実施回数は週2回（登校のみ）を上限とします。

医療的ケアを実施する事業者

①対象となる事業者

- ・対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師等が所属している事業者
(訪問看護等事業者)



②手続きの方法：保護者と合意した事業者と県教育委員会との契約

(事業者から見積りをとったうえで、契約書を交わします。)



③業務内容

- ・仕様書(別途作成)のとおり

④キャンセルについて

保護者からキャンセルの連絡があった場合や、対象児童生徒の健康観察等の結果等により、通学支援の実施を中止した場合に県教育委員会が事業者へ支払う経費の金額は、次のとおりとする。なお、事業者の事情により当該中止を決定するときは、この限りでない。

イ 当該中止の連絡がなかったとき	契約単価×100%
ロ 当該中止が通学支援を実施しようとする日(以下「当該日」という。)の看護師等出発前に決定したとき	契約単価×50%
ハ 当該中止が当該日の前日までの間に決定したとき	0%

(参考) 車両の事業者

①対象となる事業者

次のいずれかに該当し、福祉タクシー等を配車できる者

- ・道路運送法に基づき、旅客自動車運送事業(一般乗用自動車運送事業)を実施している事業者
- ・同法に基づき、自家用有償旅客運送(福祉有償運送)を実施している事業者

②利用区間

- ・自宅 ⇒ 学校 間 (7月以降、登校のみ週2回を上限)

③手続きの方法：保護者、学校、事業者との合意 (覚書を交わします。)

※特別支援教育就学奨励費のうち、通学費分の受領及び支払いを
学校長に委任



④キャンセルについて

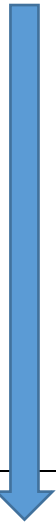
- ・予め、保護者、学校、事業者でキャンセル料等の確認
キャンセル料が発生した場合は、保護者負担

(1) 医療的ケアを実施する事業者 《 主な事務手続き 》【事業者が行うこと】

□ 渡す書類 ■ 受け取る書類 ★ 作成する書類

	手順	必要書類等	時期	備考
利用 開始 前	① 保護者から事業説明を受ける。	■ 実施要綱 ■ 医療的ケア児通学支援事業のてびき (訪問看護等事業者用)	4月中旬～	
	① 受託可能か否かを保護者に伝える。			
	申請に対する愛媛県教育委員会から保護者への結果通知			
	② 県教育委員会から書類を受け取る。	■ 契約書案、仕様書案等		
	③ 県教育委員会から見積り作成の依頼を受ける。	■ 見積書等		
	④ 主治医指示書、緊急時の対応について、保護者、学校と協議し、同意する。			日程調整させていただきます。
	⑤ 県教育委員会に見積書を提出する。	★ □ 見積書等		県教育委員会から、見積書について問い合わせをすることがあります。
	⑥ 保護者と相談のうえ、緊急時対応マニュアルを作成する。	★ 緊急時対応マニュアル		
利用 開始 後	契約締結 (県教育委員会 ⇄ 事業者)	■ ★ 契約書 ■ ★ 業務責任者及び従事者報告書 【契約書様式第1号】 ■ 業務完了報告書、請求書 【契約書様式第2号】等		[書類一覧] ・契約書 ・業務責任者及び従事者報告書 ・業務完了報告書 ・請求書 ・仕様書 ・看護師等の主な業務内容 ・安全確認等の報告 ・対象者等 ・通学支援記録簿(日報) ・緊急措置対応報告書
	⑦ 学校、保護者、福祉タクシー等事業者と打合せを行う。 (注)学校にて実施。 必要に応じて、自宅でも行う。	□ 緊急時対応マニュアル	安全確認等(試走)実施前	学校内の車両停車場や学校への引継ぎ方法、緊急時対応マニュアルの確認等。 (打合せ参加者) 学校・保護者・看護師等事業者・福祉タクシー等事業者
	⑧ 安全確認等(試走)を行う。	* 対象児童生徒、保護者、看護師等が同乗 ★ □ 安全確認等の報告 【仕様書様式第1号】 ■ ★ □ 通学支援記録簿(日報) 【仕様書様式第3号】		車両の揺れの程度や停車可能場所等を確認し、安全を確保する。
	通学支援(看護師等同乗による登校)開始			
	⑨ 日報を作成する。	■ ★ □ 通学支援記録簿(日報) 【仕様書様式第3号】	運行ごと	日報は、運行ごとに、保護者・事業者・学校の順に3者で作成する。
	⑩ 学校へ確認票、請求書等を提出する。	★ □ 業務完了報告書 【契約書様式第2号】 ★ □ 請求書【契約書様式第3号】	月ごと	月の業務完了後、遅滞なく提出する。
	⑪ 県教育委員会から事業者へ支払いを行う。			請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払われる。

(2) 看護師等 《 主な業務内容 》

場所	登校時の対応	備考
自宅 	① 予定時刻の 10 分前に対象児童生徒の自宅に集合 (福祉タクシー等事業者／訪問看護ステーション事業者) (注)保護者は、看護師等が到着する前に、児童生徒の健康観察等(バイタルチェック・全身状態の確認、医療機器の確認)及び車両乗車前の医療的ケア、車いす等への移乗等をすべて終え、車両の乗り込みが可能な状況にしてください。	
	②保護者からの引継ぎ	
	③健康状態等の確認 ☐ バイタルチェック ☐ 全身状態の確認 ☐ 医療機器の確認 ☐ 車両乗車前の医療的ケアの実施状況の確認 等 【！】 健康状態等の確認の結果、安全に通学できないと判断するときは、その日の通学等は中止となります。	[引継ぎ方法] 保護者は日報【仕様書様式第3号】に引継ぎ事項を記入しておき、看護師等はその内容を確認します。
	④車両への乗り込み、出発	
車内 	⑤車内での状態の観察等 ☐ 姿勢管理 ☐ その他必要な支援(車両内での必要な支援に限る)	
	⑥医療的ケアの実施 ☐ 乗車中に、喀痰吸引等の医療的ケアが必要となった場合は車両を安全な場所に停車させ、医療的ケアを実施します。 ☐ 状態が安定したことを確認し、記録します。 ※ 車内で対象児の体調が急変するなど、緊急時の対応が必要となった場合、看護師等は事前に作成している緊急時対応マニュアルに基づき、適切な措置してください。救急搬送になり、対象児のもとに保護者が到着していない場合、救急車に同乗してください。 緊急時の措置等を行った際は、措置等の内容について協力者、学校、県教育委員会に口頭で報告するとともに、その後遅滞なく県教育委員会に緊急措置対応報告書(仕様書様式第4号)を提出してください。 ※ 通学支援の車両を使用しての病院への搬送は行わないでください。	
	⑦到着、日報(仕様書様式第3号)への記入	
学校	⑧看護師等から学校へ引継ぎ	[引継ぎ方法] 学校は日報【仕様書様式第3号】の記載内容を確認します。
	⑫指示書の見直しを行う。 ◆ 主治医の指示書の取り直しが必要となった場合、事業者は県教育委員会に連絡するとともに、保護者に取り直しを依頼する。 【！】 指示内容に変更があった場合は、通学支援を一度休止し、訪問看護事業者及び学校が、保護者からの引継ぎを終えてから再開することになります。	

Q 1	通学支援の利用日は、どのように設定するのですか。
A 1	基本的に利用する曜日を保護者に設定してもらいます。具体的な利用日については、原則として前月の10日までに保護者から学校を通じて通学支援実施計画書【仕様書様式第2号】により示されます。体調不良等を理由に、事前に欠席や時間の変更が分かっている場合は、事前に保護者からキャンセルの連絡を入れてもらうように伝えています。
Q 2	主治医指示書は必須ですか。
A 2	必須です。 指示書には、輸送車両内の医療的ケア実施であることが、明確に記載されている必要があります。
Q 3	特定の看護師等が同乗しないといけませんか。
A 3	事業者への委託事業であり、看護師等を限定するものではありません。
Q 4	対象児童生徒と保護者が同乗する安全確認（試走）は必須ですか。
A 4	必須です。安全確認（試走）時には必ず保護者が同乗し、同乗の看護師等と通学想定時刻の道路状況等を確認してください。保護者及び看護師等の双方が安全に通学できると判断するまで行う必要があります。
Q 5	安全確認（試走）は、事業の対象範囲内ですか。
A 5	範囲内です。ただし、対象児童生徒にも乗車していただく必要があります。
Q 6	通学中、対象児童生徒の容態にいつもと違う様子が現れたと判断する場合や医療的ケア実施中に緊急事態が発生した場合には、どのような対応が必要ですか。
A 6	保護者、学校、福祉タクシー等事業者での打ち合わせの中で、緊急時の対応方法、緊急時の連絡先等について共通理解を図ったうえで、あらかじめ緊急時対応マニュアルを作成しておく必要があります。保護者に連絡するとともに、救急搬送の手配をするなど、保護者が対象児童生徒のもとに到着するまでの間、適切な措置を行ってください。なお、緊急時の措置を行ったときは、その内容について、直ちに保護者、学校及び県教育委員会に口頭で報告してください。その後、書面での報告も必要となります。
Q 7	車両1台（児童生徒1人）に対し、2人の看護師等が同乗することは可能ですか。
A 7	本事業においては、対象児童生徒1人に対して、同乗看護師等は1人です。2名が同乗しても、1名分の単価しかお支払いできません。
Q 8	本事業は医療保険の適用対象ですか。
A 8	適用対象外です。
Q 9	主治医の指示書の作成料は、本事業の経費から支出されますか。
A 9	主治医の指示書の作成にあたり、文書料等が発生した場合には、保護者負担となります。
Q 10	車両の通学料金の基準は、距離または時間のどちらですか。
A 10	当該福祉タクシー等事業者の認可等による基準があるので、それに従うこととなります。
Q 11	看護師等は通学支援業務終了後、どのように所属の事業所に帰るのですか。
A 11	受託事業者それぞれに任意の方法で帰ることになります。
Q 12	看護師等の移動に係る経費は、本事業の経費から支出されますか。
A 12	移動経費（事業所～対象者の自宅、学校～事業所）として支出します。
Q 13	通学時に福祉タクシー等以外の交通手段を利用することは可能ですか。
A 13	本事業の対象となる児童生徒の通学には、安全への配慮から福祉タクシー等の車両が適当と考えますので、福祉タクシー等以外は認めていません。
Q 14	キャンセルの場合、経費は、どのような対応となりますか。
A 14	P2に記載しています。



※この「てびき」の内容は、必要に応じて変更することがあります。（令和8年4月1日）